

聖籠町告示第一号

聖籠町非常勤職員取扱要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年一月四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員取扱要綱等の一部を改正する告示
(聖籠町非常勤職員取扱要綱の一部改正)

第一条 聖籠町非常勤職員取扱要綱(平成十一年聖籠町告示第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「引き続き」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定により雇用する期間の末日は、当該職員が満六十歳に達する日以後における最初の三月三十一日以前とする。ただし、代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合は、満六十五歳に達する日以後における最初の三月三十一日まで雇用予定期間を更新することができるものとする。

(聖籠町嘱託員設置要綱の一部改正)

第二条 聖籠町嘱託員設置要綱(平成十一年聖籠町告示第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により更新する期間の末日は、当該職員が満六十歳に達する日以後における最初の三月三十一日以前とする。ただし、代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合は、満六十五歳に達する日以後における最初の三月三十一日まで雇用予定期間を更新することができるものとする。

(聖籠町パート・タイム職員取扱要綱の一部改正)

第三条 聖籠町パート・タイム職員取扱要綱（平成十一年聖籠町告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「引き続き」を削り、「雇用通知」の次に「書」を加え、「採用すること」を「雇用する」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定により雇用する期間の末日は、当該職員が満六十歳に達する日以後における最初の三月三十一日以前とする。ただし、代替職員が確保できない等やむを得ない事情がある場合は、満六十五歳に達する日以後における最初の三月三十一日まで雇用予定期間を更新することができるものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。